

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当市の人口構造をみると、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口の割合は減少傾向で、15～64歳の生産年齢人口の割合は、2060年には47.7%と2015年より約12ポイント減少することとなります。

なお、65歳以上の高齢者人口の割合は増加傾向で、2060年は46.1%と2015年より約17ポイント増加することとなります。

産業別就業者数は、男性では農業、建設業、製造業、運輸業、卸売業・小売業が多く、女性は農業、製造業、卸売業・小売業、医療・福祉が多くなっています。産業別就業者数の性別年代別の状況は、50歳以上が突出しているのが農業。以下、50歳以上が50%以上を占めている産業をみると、男性は漁業、金融業・保険業、不動産業・物品賃貸業、女性は鉱業・採石業・砂利採取業、サービス業、建設業となっています。

当市の中小企業者については、生産量の拡大等を目的とした設備投資等を積極的に行い、生産性向上と出荷額の増加を実現している企業がある一方、生産、販売活動に供される設備等の老朽化が進んでいるにもかかわらず、設備投資に要する資金確保が難しく対応できない状況にある企業も見られる。このような企業においては、今後事業の継続や拡大が困難となることが予想される。また、人材確保の面では、特に製品開発や生産に関わる技術者の人材確保に苦慮している中小企業も見られる。

このような厳しい経営環境のなかで、市としては、意欲のある事業者が生産性向上や、事業の維持及び発展を実現するために行う様々な取り組みを行うための環境を整えとともに、事業者の取り組みを後押しすることが必要である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで当市の経済発展に資する。については、10件程度の先端設備等導入計画認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるもの）を年率3%以上向上させることを目標とする。

2 先端設備等の種類

黒石市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業等と多岐に渡り、それぞれの業

種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。そこで、市内の産業の多様な設備投資を支援する観点から、基本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当市においては、1か所の工業団地があるものの、様々な規模、業種の企業が市内各所に点在している状況であることから、エリアを限定せず、市内全域を本計画の対象区域とする。

(2) 対象業種・事業

当市の産業構造は、事業所数、従業員数ともに、卸売・小売業や飲食サービス業などの第3次産業が中心で、製造業、建設業などの第2次産業がそれに続くという産業構造となっている。市内産業全般の活動を後押しすることで、中小企業の収益力の向上につながり、その結果、市全体の経済活動を豊かにし、税収の増加を実現することも期待できる。このことから、当市においては、全ての業種を本計画の対象とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みとしては、生産量拡大のための製造設備・機器等の導入、老朽化により処理時間や精度に問題のあった設備等の更新、業務プロセスの合理化を図るためのITツールの導入一などが想定される。これらの事業を中心に、労働生産性が年率3%以上向上することに資すると見込まれる事業であれば、幅広く本計画の対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月28日～ 令和7年6月27日の2年間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

○雇用の安定について

当市の雇用の安定に配慮するという観点から、先端設備等の導入が企業の人員削減を目的とするものについては、先端設備等導入計画の認定対象としない。

○健全な地域経済の発展について

当市の健全な地域経済の発展に配慮するという観点から、公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画

の認定対象としない。

○納税の公平性について

納税の円滑化及び公平性に配慮し、市税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。